（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（住宅団地の規模） **第一条**　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数 イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合　五戸 (1)　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域 (2)　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域 (3)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (4)～(6)　（略） ロ　（略） 二　（略） （集団移転促進事業計画の軽微な変更） **第四条**　法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。 一　法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」といい、令第二条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）内の住宅、同条各号に掲げる施設又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更 二　（略） （都道府県の集団移転促進事業計画の策定） **第六条**　法第六条の規定に基づき都道府県が集団移転促進事業計画を定める場合における別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」とする。 （法第八条各号に掲げる経費） **第七条**　法第八条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一　法第八条第一号に掲げる経費　適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額	（住宅団地の規模） **第一条**　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数 イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合　五戸 (1)　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域 (2)　水防法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域 (3)　水防法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域 (4)～(6)　（略） ロ　（略） 二　（略） （集団移転促進事業計画の軽微な変更） **第四条**　法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。 一　法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）内の住宅又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更 二　（略） （新設） （法第七条各号に掲げる経費） **第六条**　法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一　法第七条第一号に掲げる経費　適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額